

# レインボータウン篠ノ井

～篠ノ井地区住民自治協議会だより～

## 5 月臨時号

発行日：平成 23 年 5 月 1 日

発行者：渡邊一正

編集：住民自治協議会だより  
編集委員会

## 篠ノ井地区社会福祉協議会解散総会が行われました

平成 23 年 3 月 28 日（月）、篠ノ井地区社会福祉協議会の臨時評議員会（解散総会）が行われ、平成 22 年度事業・決算報告、解散及び残余財産の譲渡案などについて審議されました。審議の結果、合理的、一体的な組織とするため、活動やその担い手、資金調達・配分をできる限り住民自治協議会に一元化することが必要であると判断し、篠ノ井地区社会福祉協議会の住民自治協議会への移行が正式に決定となりました。

なお、今まで篠ノ井地区社会福祉協議会が実施していた事業は引続き住民自治協議会の社会福祉部会（保健・福祉部会から名称変更）において実施いたしますので、サービスの低下にならないよう努めてまいります。（裏面参照）

また、会費につきましては、篠ノ井地区社会福祉協議会が従来お願いしていた額（1 世帯当たり 300 円）を、引き続き住民自治協議会が社会福祉事業負担金として各区にお願いしますのでご協力をお願いします。



## 2011 篠ノ井イヤー ～ 篠ノ井駅開業 123 周年記念写真展 写真大募集

篠ノ井の昔の街並みや現在の美しい篠ノ井の写真を募集します。

篠ノ井駅は、今年開業 123 周年を迎えます。（明治 21 年 8 月 15 日開業）

2011 篠ノ井イヤー実行委員会では、篠ノ井駅開業とともに大きく発展してきた篠ノ井の様子がわかる古い写真や現在の美しい篠ノ井の写真を募集します。あなたがお持ちの写真をお貸し下さい。

～あなたの写真をパネルにして展示します。～

写真展開催期間：平成 23 年 7 月 29 日（金）～8 月 2 日（火）

展示場所：アスペースしののい（中央パーキング）2 階

募集期間：5 月 1 日から 5 月 30 日まで

お借りした写真は丁寧に扱わせていただきます。また返却時には記念品を贈呈させていただきます。

昭和 14 年篠ノ井駅前



昭和 34 年祇園祭



### ◆写真受付連絡先◆

写真展事務局 田中写真館

連絡先 292-0125

田中 携帯 090-3142-4869

## 篠ノ井地区社会福祉協議会の社会福祉部会への移行に関する対応

項 目	移 行 前	平成 23 年 4 月からの対応
篠ノ井地区社会福祉協議会会費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区の区長に徴収を依頼している（1世帯当たり 300 円）。</li> <li>・総会にて承認後の 6 月をお願いしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民自治協議会で社会福祉事業負担金として徴収する。</li> <li>・用途は福祉に限定し、従来の篠ノ井地区社会福祉協議会の役割を引き続き実施していくために必要なものとして徴収する。</li> <li>・従来と同様の事業を実施するため、会費は一世帯当たり 300 円。（住民自治協議会会費 70 円と同時に徴収。）</li> <li>・徴収は、区長に協力を仰ぐ。</li> </ul>
福祉協力団体、各種団体への協力・援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体補助金、障害者福祉事業（障害者団体）助成金、ボランティアグループ補助金を交付している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民自治協議会の構成団体への補助金は廃止（各部会事業費として計上していただく）。ただし、保護司会、更生保護女性会等一括交付金とは関係のない団体（市連合会の発展的解消の対象とならなかった、県・国等が管轄する団体）は引き続き交付対象とする。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアセンター内に事務局がある。</li> <li>・職員 1 名雇用している。</li> <li>・市社会福祉協議会からコーディネーターを派遣していただいている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民自治協議会の事務所（篠ノ井支所内）に移転する。地域たすけあい事業（家事援助・福祉自動車移送サービス）、ボランティアグループに関すること、相談事務等は引き続きボランティアセンターが担当する。</li> <li>・職員は住民自治協議会が引き続き雇用する。</li> <li>・コーディネーターは引き続き市社会福祉協議会から派遣していただく。</li> <li>・新たに福祉計画策定職員を住民自治協議会で雇用する。</li> </ul>
篠ノ井地区社会福祉協議会支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支部補助金（運営費として 1 地区 5 万円）を交付している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じて、支部も地域委員会に一本化するか、対応を検討していただく。</li> <li>・支部補助金は、23 年度は継続する。地域委員会交付金とは別に、交付する。23 年度 1 年間かけて、地域委員会交付金への統合等、見直しを行う。</li> </ul>
災害見舞金品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見舞い金品を区長から罹災者に届けていただく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来どおり住民自治協議会から区長に伝達していただく。</li> </ul>